

第3章 基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）には、自殺に対する基本認識として次の4項目があげられています。野洲市における自殺対策は、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、基本認識を念頭に置いて取り組んでいきます。

- 【1】 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 【2】 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている
- 【3】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 【4】 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

2 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現

3 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6項目が掲げられており、野洲市の実態に応じた計画づくりを行います。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために

は、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、育児疲れ、介護負担、児童虐待、いじめ、ひきこもり、DV、性暴力被害、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

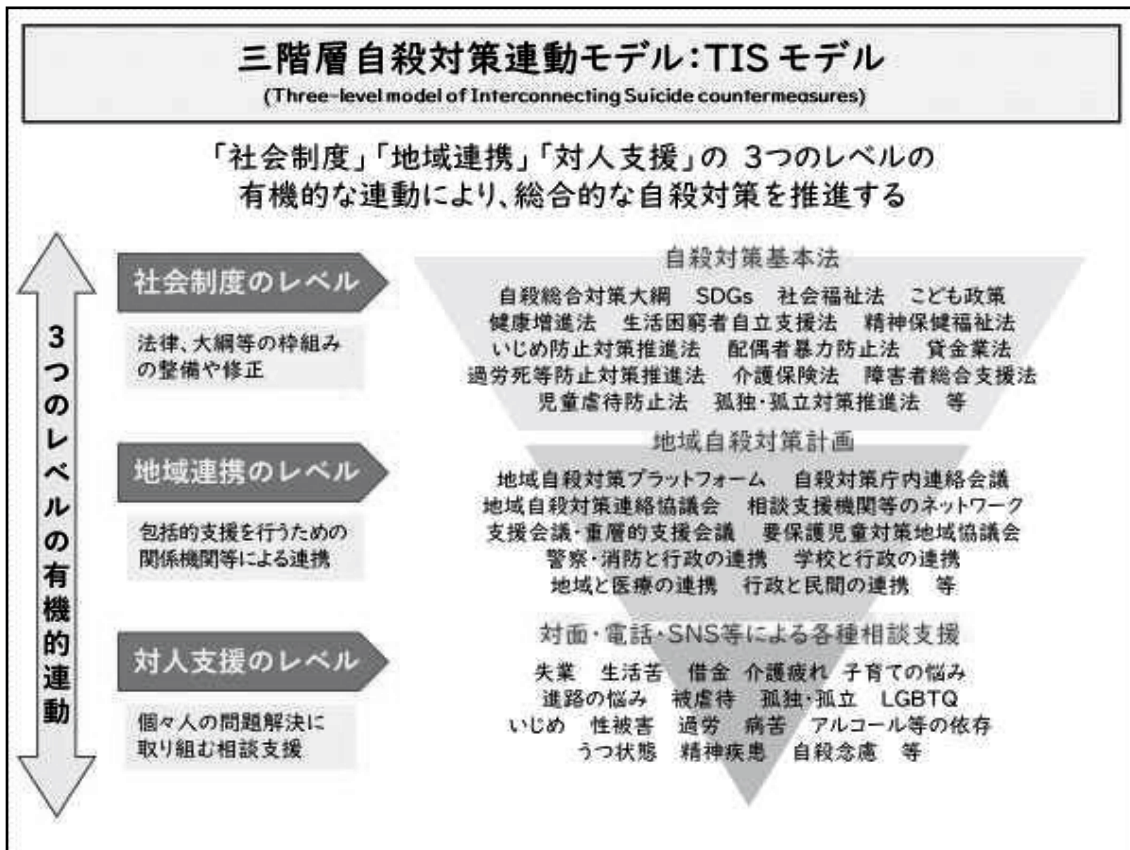
3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力的に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要ない地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要ない社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。



出典：いのち支える自殺対策推進センター資料、2022年

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が周囲の人には理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家の指導を受けながら見守っていきけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけではなく、国、県、関係団体、民間団体、企業、市民等が、連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない野洲市」をめざすには、国・県・市だけでなく、この地域社会で暮らす一人ひとりが、主体的に、それぞれができる自殺対策に取り組むことも大切です。

6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。

4 施策の体系

1) 「いのち支える野洲市自殺対策計画」の施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、野洲市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、「生きる支援の関連施策」から構成されています。

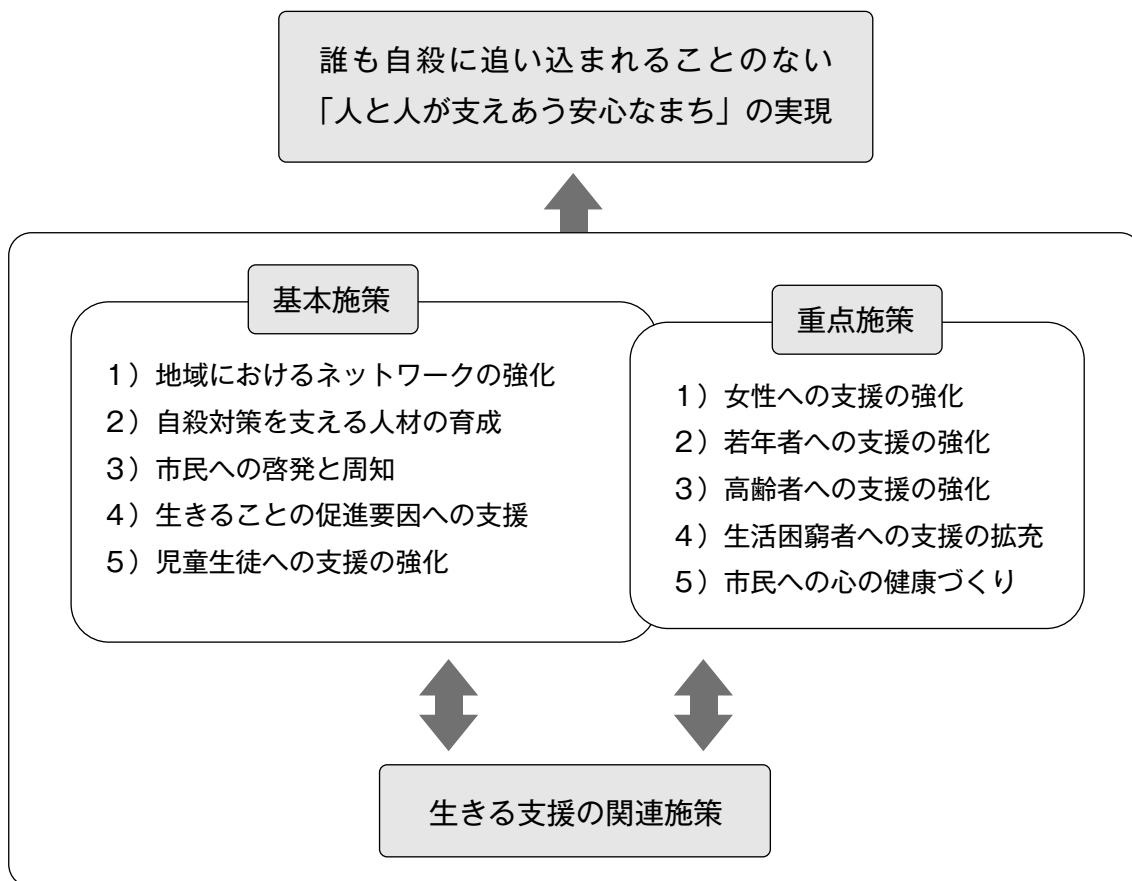
「基本施策」は、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため、「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い内容になっています。

「重点施策」は、野洲市における自殺のハイリスク層に焦点を絞り、取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。さらに、野洲市では、特にいきいきと自分らしく、健やかな生活をめざした取組を「市民への心の健康づくり」として位置づけ、市民が主体的に実践する健康づくりを基盤とした野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)と連動しながら積極的に展開していきます。

「生きる支援の関連施策」は、野洲市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、「基本施策」や「重点施策」で掲げられた事業と連携させて推進していけるようまとめたものです。

また、野洲市の事業に加えて関係機関や地域の民間団体の取組も本計画に掲載しています。このように施策の体系を定め、かつ、野洲市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、野洲市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として地域全体で推進していきます。(施策体系の全体図は図1) 参照)

図1) 野洲市の自殺対策の施策体系



2) 「いのち支える野洲市自殺対策計画」におけるSDGs(持続可能な開発目標)の視点

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 (2015 年) に国連サミットで採択され、令和 12 年 (2030 年) までに達成を目指す国際目標です。SDGs は「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための 17 の長期的な目標で構成されています。

本市は、令和 4 年に SDGs 日本モデル宣言に賛同しており、本計画においても、自殺対策の推進を通して、SDGs の目標達成に賛同します。



図2) 野洲市の自殺対策計画と関連するSDGsの目標